

# 伊賀市立上野総合市民病院 院内感染対策に関する取り組み事項

伊賀市立上野総合市民病院（以下当院）は病院理念に基づき、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の対応など、適切かつ質の高い医療サービスの提供をするために下記にあげる基本事項を実践します。

## 1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

医療ケアを行う際には、患者・職員への感染伝播リスクを必然的に併せ持つと考え、標準予防策の観点に立ち、医療行為を実践し、あわせて感染経路別予防策を実施します。

## 2. 委員会の組織に関する基本事項

院長の諮問機関として、関係各部門の責任者を構成員として院内感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月に1回を基本とし、感染予防に向けた事項を審議します。必要時には随時開催します。

## 3. 職員研修に関する基本事項

院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について、病院職員に対し定期的な研修会を開催し、病院職員の知識習得と高い感染対策意識を醸成します。

## 4. 院内感染発生状況の報告に関する基本方針

院内で問題となる感染・感染症の発生を認めた場合は、全職員に速やかに周知します。感染症法で定められた疾患を診断した場合、保健所への報告は遅滞なく行い、連携して対応します。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策の実働組織として感染対策チーム（ICT）を設置し、院内感染が発生した場合、速やかに現状の確認、疫学的調査を行い感染対策を実施します。

## 6. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置し、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めます。

## 7. 患者さんへの情報提供と説明に関する基本方針

職員は患者との情報の共有に努め、本指針の閲覧の求めがあった場合、これに応じます。

## 8. 院内感染対策推進のために必要な基本方針

職員は「院内感染防止対策マニュアル」を遵守します。

職員は自らが感染源とならないためにも、健康管理に留意して業務にあたります。